

6. 特区制度における病院等開設会社による病院等開設事業について

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見

平成21年度（抄）

平成22年2月4日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、構造改革特区制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要措置について、構造改革特別区域推進本部長に意見を述べることとされている。

平成21年度の当委員会としては、まず上半期に未実現提案に係る調査審議を行って意見（平成21年8月7日付「未実現の提案に係る諮問事項に関する意見」）を取りまとめたのに続き、下半期には、本年度に評価時期を迎えた規制の特例措置について評価を行って、意見を取りまとめた。

2. 平成21年度の評価について

(1) 評価の進め方

平成21年度の評価の対象となった規制の特例措置について、医療・福祉・労働部会、教育部会及び地域活性化部会の各専門部会において、専門的かつ集中的な検討を行った。

具体的には、各部会において、現地調査を含め、認定地方公共団体や実施主体など関係者から現場の声を広く聴取し、主に全国展開を行うことの効果について調査を行うとともに、規制所管省庁から弊害の発生についての調査結果の報告を受けてヒアリングを行い、総合的な検討に努めた。

各部会におけるこれらの検討結果については、各部会の部会長から当委員会に報告の上、これを基に意見集約を行い、当委員会としての意見を取りまとめた。

(2) 評価の概要

【平成21年度評価対象12特例措置】

- ①全国展開（一部全国展開を含む）（6特例措置）
- ②再度適切な時期に評価（5特例措置）
- ③実施の少ない特例措置について、更なる実施の可能性の調査結果を踏まえ、予定していた評価を行わない（1特例措置）

特例措置ごとの評価意見の詳細については別紙のとおりであるが、大別すると以下のとおりである。

「運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（828）」、「空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（829）」及び「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（1303）」の3件については、特段の弊害が生じていないと判断されることから、全国展開すべきとの意見とした。

また、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）」、「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（934）」及び「重量

物輸送効率化事業（1205（1214、1221））」の3件については、特例措置の実施状況に照らし、一定の措置を講ずることが適当であるものも含め、全国展開しても差し支えないと認められる部分について、全国展開すべきとの意見とした。

一方、「外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（506）」、「学校設置会社による学校設置事業（816）」、「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（832）」、「病院等開設会社による病院等開設事業（910）」及び「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業（933）」の5件については、一定の時期を定めた上で再度評価すべきとの意見とした。これらについては、弊害の有無を判断するためのデータの蓄積が少ないことなどにより全国展開の是非を決めるのは時期尚早である、全国展開に向けて弊害を防ぐ方策の検討や分析が必要である等のそれぞれの事情を踏まえ、規制所管省庁や認定地方公共団体に必要な取組を求めているところである。

なお、提案者以外の地域で特区計画の認定実績がない「救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業（413）」については、更なる実施の可能性についての調査を行った結果、現状においては、当面の間実施の増加が見込めないことが判明したため、今年度は予定していた評価を行わず、今後、一定の事例の積み上げを待って評価を行うこととした。

3. おわりに

地域主権推進と地域活性化が内閣の重要課題に位置付けられる中、構造改革特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の起爆剤として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、提案主体や認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、規制所管省庁におかれては、より精力的に特例措置の創設・拡充及び全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

なお、特例措置による事業の適切な実施に当たっては、特区の計画主体でもある地方公共団体による的確な状況把握や連携体制・サポートが不可欠となることから、特定事業の実施に当たっては、認定地方公共団体におかれても、より一層主体的な取組とご協力をお願いしたい。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体や実施主体の方々を始め、各方面からの多大なるご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

評価意見

①	別表1の番号	910
②	特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。
⑤	評価	その他(内閣官房及び規制所管省庁において本特例措置について周知や情報提供を行い、平成23年度に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する障害の有無について現時点で判断することは困難であるため、今後は本特例措置についての周知や情報提供を一層進め、検証に必要なデータを蓄積し、引き続き全国展開について検討する必要がある。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、本特例措置の適用事業者に係る弊害は具体的に把握されなかったものの、現在株式会社特区病院は1病院であり、特区において適用された規制の特例措置による弊害がないことによるものなのか、適用事業者の特段の努力等によるものなのか、必ずしも明らかではないことから、全国展開により発生する弊害の有無について判断することはできないとのことである。</p> <p>一方、評価・調査委員会による調査では、本特例措置による効果の発現については、現在までのところ診療所経営に注力しているためわからない(地方公共団体)としており、また、本特例措置の適用事例が少ないことについては、行える医療行為が非常に限定的なため診療所経営を軌道に乗せるために時間がかかる(地方公共団体)、事業性の実証には新技術の場合5年はかかる(適用事業者)との指摘もあった。</p> <p>以上より、規制所管省庁においては、本特例措置の実施状況から、本特例措置による弊害が把握されるかどうか、規制所管省庁において引き続き調査を行い、検証に必要なデータを蓄積するとともに、上記の地方公共団体等の指摘を踏まえ、全国展開に係る検討を行った上で、平成23年度に評価を行い、結論を得ることとする。</p> <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—



医政発第0930001号
平成16年9月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



構造改革特別区域法の一部を改正する法律において新設された
医療法等の特例の運用について

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）の一部を改正する法律（平成16年法律第60号。以下「改正法」という。）が本年5月28日に公布され、本年10月1日から施行されることとなった。

改正後の構造改革特別区域法（以下「新特区法」という。）では、第18条において医療法等の特例が新設されることから、これに伴い、「厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令」（平成16年厚生労働省令第144号）、「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準」（平成16年厚生労働省令第145号）及び「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度な医療に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第362号。以下「指針」という。）が本日公布され、改正法と同日付けで施行されることとなったところである。

これらの法令の施行に当たって留意すべき事項及び内容は下記のとおりであるので、制度の趣旨等に十分御了知いただくとともに、貴管下保健所設置市、特別区、関係団体等にその周知をお願いする。

記

- 1 高度医療の内容を示す厚生労働大臣が定める指針において具体的に掲げる医療以外の「その他前各号に掲げる医療に類する医療」に該当する要望があった場合の取扱い

新特区法第18条第1項で規定する「高度医療」の内容については、厚生労働大臣が定める指針に従って地方公共団体が判断し、厚生労働大臣が指針への

適合性に照らして同意することとしている。しかし、地方公共団体からの要望事項について現時点で全て把握しているわけではなく、また、今後、技術の進展等により新しい高度医療が出現することも予想されるため、当該指針の第6号において「その他前各号に掲げる医療に類する医療」と規定したところである。

今後、これに該当すると思われる相談があった場合には、速やかに内閣官房構造改革特区推進室及び当職あて相談されたい。

2 特区において株式会社が開設する病院又は診療所が行う高度医療につき医療保険の適用が認められた場合の取扱い

高度医療として認められていたものが高度先進医療など医療保険の対象となった場合、当該医療は特区法に規定する「高度医療」ではなくなることから、株式会社が新たに当該医療に参入することは認められなくなることになる。

一方、特区において株式会社が開設する病院・診療所の提供する医療が厚生労働大臣の指針で定める高度医療に該当しなくなったことにより、特区計画が取り消されるような場合には、あらかじめ特区法第8条第2項の規定により厚生労働大臣が認定地方公共団体に対して必要な措置を講ずるよう求めることとなる。

このような措置要求にもかかわらず、なお適切な措置が講じられない場合には、都道府県知事が当該病院・診療所の業務の継続が適当でないとするときは、株式会社が開設する病院・診療所の開設の許可を取り消すことができることとしている。

従って、病院等の開設の許可の取り消しについては、個別の事例に応じて、都道府県知事が判断することになる。

3 高度医療の適切な実施について

株式会社から特区における高度医療を提供する病院等の開設について相談があった場合には、当該病院等において提供する医療の内容に応じて、高度医療の適切な提供に向け、薬事法（昭和35年法律第145号）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究等に関する倫理指針」（平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（平成14年文部科学省・厚生労働省告示第1号）、「臨床研究に関する倫理指針」（平成15年厚生労働省告示第255号）等の関連法令及び「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」（平成15年4月厚生科学審議会生殖補助医療部会）等の関係審議会の報告書など関係する情報の提供に努められたい。

○厚生労働省令第百四十四号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十号)の施行に伴い、厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年九月三十日 厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

(厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正)

第一条 厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則(平成十五年厚生労働省令第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「別表第十九号」を「別表第二十三号」に改め、同条を第七条とする。

第四条の見出し中「第二十八条第一項第二号」を「第三十二条第一項第二号」に改め、同条中「第二十八条第一項第二号」を「第三十二条第一項第二号」に改め、同条を第六条とする。

第三条中「第二十八条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第二条第一項中「第二十六条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二項中「第二十六条第二項各号」を「第三十条第二項各号」に改め、同条を第四条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

(法第十八条第五項の規定により行うことができる広告の方法及び内容に関する基準)

第二条 法第十八条第五項の規定により行うことができる広告は、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第四十二条の三各号に規定する広告の方法及び内容に関する基準に適合することにも、その内容が虚偽にわたつてはならないものとする。

(狂犬病予防法施行規則を適用する場合の統括等)

第三条 法別表第十三号の市町村による狂犬病予防員任命事業についての狂犬病予防法施行規則(昭和二十五年厚生省令第五十二号)の規定の適用については、同令第十四条中「法第六条第二項」とあるのは「構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同令第十五条中「法第六条第七項(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第六条第七項」と、同令別記様式第六中「養護訓練所」とあるのは「法別表第十三号」とする。

2 前項の場合において、狂犬病予防法施行規則別記様式第一は、別記様式のとおりとする。附則の次に次の様式を加える。

表 面

別記様式(第三条第二項関係)

平成 年 月 日発行	第 号	所屬庁	氏 名	生年月日	写真をはる
					狂 犬 病 予 防 員 の 証

写真面及びび

この証面には、所屬庁の庁印を押すものとする。

この証票を携帯する者は、構造改革特別区域法第二十三条に規定する狂犬病予防法の特例として狂犬病予防員の事務を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

構造改革特別区域法抜すい

第二十三条 市町村（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づき政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ。）が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第一項に規定する狂犬病予防員（次項において「都道府県知事任命予防員」という。）の数が当該市町村の区域の範囲に比して少ないことから狂犬病の発生を予防するために同法第六条第一項から第三項まで、第七項及び第九項並びに第二十一条に規定する事務（以下この条において「犬の抑留に係る事務」という。）を当該市町村が自ら行う必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村の長は、同法第三条第一項、第六条及び第二十一条の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができる。

2 狂犬病予防法第三条第二項、第六条、第二十條及び第二十一条の規定の適用については、前項の規定により市町村の長の任命を受けた狂犬病予防員（次項において「市町村長任命予防員」という。）を都道府県知事任命予防員とみなす。この場合において、同法第六条第二項中「都道府県知事」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十三条第一項の規定により認定を受けた市町村（第五項及び第十項並びに第二十一条において「認定市町村」という。）の長」と、同法第五項及び第二十一条中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と、第六条第十項中「都道府県」とあるのは「認定市町村」と、第二十一条中「当該都道府県」とあるのは「当該認定市町村」と読み替えるものとする。

3 (略)

狂犬病予防法抜すい

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から狂犬病予防員（以下「予防員」という。）を任命しなければならない。

2 予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めによりこれを提示しなければならない。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第二条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「別表第二十三号」を「別表第二十七号」に改める。

附 則

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百四十五号

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十八条第一項第二号の規定に基づき、構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準を次のように定める。

平成十六年九月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準

(特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断に関する基準)

第一条 構造改革特別区域法(以下「法」という。)第十八条第一項の規定により医療法(昭和二十三年法律第五十号)第七条第一項の許可を受けて株式会社が開設する病院又は診療所(以下「株式会社開設病院等」という。)が高度医療のうち特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断(以下この条において「高度画像診断」という。)を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いていること。
 - 二 高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の診療放射線技師一名以上を置いていること。
 - 三 陽電子放射断層撮影装置その他高度画像診断を実施するために必要な設備(次号に規定するものを除く。)を備えていること。
 - 四 高度画像診断に用いる放射性同位元素その他の高度画像診断を実施するために特に必要な物質(以下この号において「使用元素等」という。)を製造するために必要な設備及び製造の方法を記載した文書を備えていること。又は他の者から安定的に使用元素等の供給を受けることができること。
 - 五 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。
- (腎臓損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療に関する基準)
- 第二条 株式会社開設病院等が高度医療のうち腎臓損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療(以下この条において「高度再生医療」という。)を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 高度再生医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いていること。
 - 二 幹細胞の分離、保存等を行う装置その他の高度再生医療を実施するために必要な設備(次号に規定するものを除く。)を備えていること。
 - 三 高度再生医療に用いる細胞その他の高度再生医療を実施するために特に必要な物質(以下この号において「使用細胞等」という。)を培養若しくは製造するために必要な設備及び培養若しくは製造の方法を記載した文書を備えていること。又は他の者から安定的に使用細胞等の供給を受けられること。

四 高度再生医療に係る技術に関する専門家によつて構成される倫理審査委員会を置いていること。

五 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。

(肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療に関する基準)

第三条 株式会社開設病院等が高度医療のうち肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療(以下この条において「高度遺伝子治療」という。)を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高度遺伝子治療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いていること。
- 二 遺伝子を導入するための装置その他の高度遺伝子治療を実施するために必要な設備(次号に規定するものを除く。)を備えていること。
- 三 高度遺伝子治療に用いる遺伝子その他の高度遺伝子治療を実施するために特に必要な物質(以下この号において「使用遺伝子等」という。)を製造若しくは製造するために必要な設備及び組換え若しくは製造の方法を記載した文書を備えていること。又は他の者から安定的に使用遺伝子等の供給を受けることができること。
- 四 高度遺伝子治療に係る技術に関する専門家によつて構成される倫理審査委員会を置いていること。
- 五 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。

(高度な技術を用いて行う美容外科医療に関する基準)

第四条 株式会社開設病院等が高度医療のうち高度な技術を用いて行う美容外科医療(以下この条において「高度美容外科医療」という。)を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高度美容外科医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いていること。
 - 二 無菌箱、高度なレーザー照射装置その他の高度美容外科医療を実施するために必要な設備(次号に規定するものを除く。)を備えていること。
 - 三 細胞その他の高度美容外科医療を実施するために特に必要な物質(以下この号において「使用物質」という。)を用いることを必要とする高度美容外科医療を行う場合にあつては、使用物質を培養若しくは製造するために必要な設備及び培養若しくは製造の方法を記載した文書を備えていること。又は他の者から安定的に使用物質の供給を受けることができること。
 - 四 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。
 - 五 提供精子による体外受精に関する基準
- 第五条 株式会社開設病院等が高度医療のうち提供精子による体外受精(以下この条において「高度体外受精医療」という。)を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 高度体外受精医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いていること。
 - 二 採卵室、移植室その他の高度体外受精医療を実施するために必要な施設を有すること。
 - 三 無菌箱、ふ卵器その他の高度体外受精医療を実施するために必要な設備を備えていること。
 - 四 高度体外受精医療に係る技術に関する専門家によつて構成される倫理審査委員会を置いていること。
 - 五 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。

附 則

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第三百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定に基づき、構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度な医療に関する指針を次のように定め、平成十六年十月一日から適用することとしたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十六年九月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度な医療に関する指針

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療は、病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準が、構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準（平成十六年厚生労働省令第百四十五号）に規定されている医療その他高度な技術を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断
- 二 脊髄損傷せきずいの患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療
- 三 肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療
- 四 高度な技術を用いて行う美容外科医療
- 五 提供精子による体外受精
- 六 その他各号に掲げる医療に類する医療

7. 地域医療支援病院一覧

(平成21年9月30日現在)

都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名
1	北海道 函館市医師会病院	240	平成11年3月18日	南渡島医療圏
2	北海道 旭川赤十字病院	657	平成16年5月17日	上川中部医療圏
3	北海道 北見赤十字病院	680	平成17年4月28日	北網走圏
4	北海道 札幌社会保険総合病院	276	平成18年10月3日	札幌医療圏
5	青森県 八戸市立市民病院	584	平成14年11月29日	八戸医療圏
6	青森県 独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	474	平成16年9月22日	八戸医療圏
7	岩手県 岩手県立中央病院	685	平成19年7月18日	盛岡医療圏
8	宮城県 財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院	330	平成10年9月1日	仙台医療圏
9	宮城県 仙台厚生病院	383	平成14年11月14日	仙台医療圏
10	宮城県 みやぎ県南中核病院	300	平成16年11月19日	仙南医療圏
11	宮城県 独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	698	平成17年11月25日	仙台医療圏
12	宮城県 宮城県立こども病院	160	平成18年11月15日	仙台医療圏
13	宮城県 東北厚生年金病院	466	平成18年11月15日	仙台医療圏
14	宮城県 財団法人宮城厚生協会総合病院	357	平成19年12月25日	仙台医療圏
15	宮城県 石巻赤十字病院	392	平成20年5月23日	石巻医療圏
16	秋田県 秋田県成人病医療センター	127	平成12年2月23日	秋田周辺医療圏
17	秋田県 能代山本医師会病院	200	平成12年2月23日	能代・山本医療圏
18	山形県 山形市立病院済生館	585	平成15年11月25日	村山医療圏
19	山形県 鶴岡市立荘内病院	520	平成20年12月19日	庄内医療圏
20	福島県 財団法人竹田総合病院	1,097	平成14年2月22日	会津医療圏
21	福島県 労働者健康福祉機構福島労災病院	428	平成15年5月18日	いわき医療圏
22	福島県 財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	430	平成18年3月1日	県中医療圏
23	福島県 財団法人量産総合病院	480	平成19年3月30日	県中医療圏
24	福島県 財団法人 大原総合病院	429	平成20年9月26日	県北医療圏
25	福島県 北福島医療センター	226	平成21年9月8日	県北医療圏
26	福島県 いわき市立総合磐城共立病院	889	平成21年9月8日	いわき医療圏
27	茨城県 筑波メディカルセンター病院	409	平成11年3月25日	つくば医療圏
28	茨城県 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	500	平成18年8月11日	水戸医療圏
29	茨城県 取手北相馬保健医療センター医師会病院	215	平成18年8月11日	取手・竜ヶ崎医療圏
30	茨城県 独立行政法人国立病院機構茨城東病院	428	平成19年7月13日	常陸太田・ひたちなか医療圏
31	茨城県 水戸済生会総合病院	513	平成20年5月30日	水戸医療圏
32	茨城県 独立行政法人国立病院機構 龍ヶ浦医療センター	250	平成20年5月30日	土浦医療圏
33	茨城県 総合病院取手協同病院	414	平成20年5月30日	取手・竜ヶ崎医療圏
34	栃木県 佐野医師会病院	153	平成12年3月24日	両毛医療圏
35	栃木県 大田原赤十字病院	556	平成18年12月14日	県北医療圏
36	栃木県 独立行政法人国立病院機構栃木病院	462	平成21年6月12日	県東・央保健医療圏
37	群馬県 社団法人伊勢崎佐波医師会病院	255	平成11年6月1日	伊勢崎佐波医療圏
38	群馬県 前橋赤十字病院	592	平成13年12月27日	前橋医療圏
39	群馬県 独立行政法人国立病院機構高崎病院	451	平成17年2月28日	高崎・安中医療圏
40	群馬県 医療法人社団日高会日高病院	259	平成17年4月1日	高崎・安中医療圏
41	群馬県 公立藤岡総合病院	395	平成18年4月1日	藤岡医療圏
42	群馬県 群馬県立心臓血管センター	240	平成19年10月25日	前橋医療圏
43	群馬県 社会福祉法人恩賜財団済生会支部群馬県済生会前橋病院	337	平成21年3月31日	前橋医療圏
44	埼玉県 埼玉県立小児医療センター	300	平成10年10月1日	中央保健医療圏
45	埼玉県 社団法人東松山医師会病院	269	平成14年2月18日	比企保健医療圏
46	埼玉県 北里研究所メディカルセンター病院	440	平成15年7月29日	中央保健医療圏
47	埼玉県 医療法人財団石心会狭山病院	349	平成16年7月28日	西部第一保健医療圏

48	埼玉県	医療法人社幸会行田総合病院	408	平成16年11月5日	利根保健医療圏
49	埼玉県	社会福祉法人恩賜財団済生会埼玉県済生会栗橋病院	314	平成19年8月17日	利根保健医療圏
50	埼玉県	深谷赤十字病院	506	平成19年8月17日	大里保健医療圏
51	埼玉県	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	350	平成19年11月2日	西部第一保健医療圏
52	埼玉県	社会福祉法人恩賜財団済生会埼玉県済生会川口総合病院	400	平成20年8月29日	中央保健医療圏
53	埼玉県	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	319	平成21年1月30日	大里保健医療圏
54	千葉県	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	862	平成16年12月20日	安房医療圏
55	千葉県	千葉県こども病院	203	平成16年12月24日	千葉医療圏
56	千葉県	成田赤十字病院	719	平成18年8月30日	印旛山武医療圏
57	千葉県	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院	400	平成19年3月30日	市原保健医療圏
58	千葉県	独立行政法人国立病院機構千葉医療センター	455	平成20年6月23日	千葉医療圏
59	東京都	(財)東京都保健医療公社多摩南部地域病院	318	平成10年9月4日	南多摩医療圏
60	東京都	(財)東京都保健医療公社東部地域病院	313	平成10年9月4日	区东北部医療圏
61	東京都	医療法人財団河北総合病院	315	平成18年5月9日	区西部医療圏
62	東京都	日本赤十字社東京都支部武蔵野赤十字病院	611	平成18年5月9日	北多摩南部医療圏
63	東京都	財団法人日本心臓血圧研究振興会附属神原記念病院	320	平成18年5月9日	北多摩南部医療圏
64	東京都	財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター	344	平成18年5月9日	北多摩北部医療圏
65	東京都	国家公務員共済組合連合会立川病院	500	平成20年7月23日	北多摩西部医療圏
66	東京都	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	455	平成20年7月23日	北多摩西部医療圏
67	神奈川県	藤沢市民病院	536	平成12年4月21日	湘南東部医療圏
68	神奈川県	恩賜財団済生会横浜市南部病院	500	平成15年9月29日	横浜南部医療圏
69	神奈川県	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	489	平成15年10月6日	湘南西部医療圏
70	神奈川県	神奈川県厚生農業協同組合連合会相模原協同病院	437	平成15年10月24日	相模原医療圏
71	神奈川県	国家公務員共済組合連合会総合病院横須賀共済病院	735	平成16年3月31日	横須賀・三浦医療圏
72	神奈川県	神奈川県立こども医療センター	419	平成16年11月8日	横浜南部医療圏
73	神奈川県	財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	410	平成16年11月8日	横浜西部医療圏
74	神奈川県	横須賀市立市民病院	482	平成18年9月21日	横須賀・三浦医療圏
75	神奈川県	横浜市立市民病院	650	平成18年9月22日	横浜西部医療圏
76	神奈川県	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院	610	平成18年9月27日	川崎南部医療圏
77	神奈川県	公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター	720	平成19年9月26日	横浜南部医療圏
78	神奈川県	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院	650	平成19年9月26日	横浜北部医療圏
79	神奈川県	独立行政法人国立病院機構横浜医療センター	552	平成19年9月26日	横浜西部医療圏
80	神奈川県	医療法人社団ジャパンメディカルアライアンス海老名総合病院	469	平成20年2月27日	県央医療圏
81	神奈川県	恩賜財団済生会横浜市東部病院	554	平成20年9月24日	横浜北部医療圏
82	神奈川県	神奈川県立循環器呼吸器病センター	239	平成20年9月24日	横浜南部医療圏
83	神奈川県	横浜市立みなと赤十字病院	634	平成21年2月23日	横浜南部医療圏
84	新潟県	済生会新潟第二病院	427	平成14年8月27日	新潟医療圏
85	新潟県	新潟市民病院	660	平成19年10月31日	新潟医療圏
86	新潟県	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院	361	平成20年5月14日	上越医療圏
87	新潟県	新潟県立新発田病院	478	平成20年5月14日	下越医療圏
88	新潟県	独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院	300	平成21年7月29日	県央医療圏
89	富山県	富山市立富山市民病院	626	平成20年10月3日	富山医療圏
90	富山県	富山県立中央病院	765	平成21年7月23日	富山医療圏
91	石川県	独立行政法人国立病院機構金沢医療センター	650	平成20年4月1日	石川中央医療圏
92	福井県	福井県済生会病院	466	平成16年3月29日	福井・坂井医療圏
93	福井県	福井県立病院	1082	平成19年6月11日	福井・坂井医療圏
94	福井県	福井赤十字病院	616	平成19年6月11日	福井・坂井医療圏

95	福井県	医療法人福井心臓血圧センター	199	平成21年3月31日	福井・坂井医療圏
96	長野県	社会医療法人慈泉会相澤病院	471	平成13年8月2日	松本医療圏
97	長野県	独立行政法人国立病院機構長野病院	416	平成14年11月14日	上小医療圏
98	長野県	諏訪赤十字病院	425	平成14年11月14日	諏訪医療圏
99	長野県	長野赤十字病院	655	平成15年8月5日	長野医療圏
100	長野県	飯田市立病院	403	平成16年7月30日	飯伊医療圏
101	岐阜県	岐阜市民病院	609	平成19年2月9日	岐阜医療圏
102	岐阜県	社会医療法人厚生会 木沢記念病院	452	平成20年9月22日	中濃医療圏
103	岐阜県	岐阜県総合医療センター	590	平成20年9月22日	岐阜医療圏
104	岐阜県	岐阜赤十字病院	352	平成21年9月8日	岐阜医療圏
105	岐阜県	岐阜県立多治見病院	681	平成21年9月8日	東濃医療圏
106	静岡県	静岡県立こども病院	279	平成21年4月1日	静岡医療圏
107	静岡県	県西部浜松医療センター	606	平成13年2月23日	西部医療圏
108	静岡県	社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷浜松病院	744	平成16年6月29日	西部医療圏
109	静岡県	社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷三方原病院	874	平成16年6月29日	西部医療圏
110	静岡県	静岡市立静岡病院	506	平成18年9月21日	静岡医療圏
111	静岡県	静岡県立総合病院	720	平成21年4月1日	静岡医療圏
112	静岡県	沼津市立病院	500	平成20年7月8日	駿東地方医療圏
113	静岡県	浜松赤十字病院	312	平成21年9月18日	西部医療圏
114	愛知県	名古屋第二赤十字病院	812	平成17年9月30日	名古屋医療圏
115	愛知県	名古屋第一赤十字病院	852	平成18年9月29日	名古屋医療圏
116	愛知県	名古屋共立病院	156	平成18年9月29日	名古屋医療圏
117	愛知県	社会保険中京病院	683	平成18年9月29日	名古屋医療圏
118	愛知県	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター	804	平成19年9月26日	名古屋医療圏
119	愛知県	名古屋掖済会病院	662	平成19年9月26日	名古屋医療圏
120	愛知県	愛知県立循環器呼吸器病センター	286	平成19年10月1日	尾張西部医療圏
121	愛知県	名古屋記念病院	464	平成21年3月25日	名古屋医療圏
122	愛知県	岡崎市民病院	650	平成21年9月11日	西三河南部医療圏
123	三重県	厚生連鈴鹿中央総合病院	460	平成16年3月8日	北勢保健医療圏
124	三重県	厚生連松坂中央総合病院	440	平成16年3月8日	南勢志摩医療圏
125	三重県	山田赤十字病院	655	平成16年3月8日	南勢志摩医療圏
126	三重県	恩賜財団済生会松阪総合病院	430	平成21年7月14日	南勢志摩医療圏
127	滋賀県	大津赤十字病院	824	平成15年6月26日	大津保健医療圏
128	滋賀県	大津市民病院	506	平成15年6月26日	大津保健医療圏
129	滋賀県	済生会滋賀県病院	393	平成21年6月17日	湖南保健医療圏
130	滋賀県	長浜赤十字病院	549	平成21年6月17日	湖北保健医療圏
131	滋賀県	近江八幡市立総合医療センター	407	平成21年6月17日	東近江保健医療圏
132	京都府	京都第二赤十字病院	680	平成18年4月1日	京都・乙訓医療圏
133	京都府	京都第一赤十字病院	745	平成18年12月27日	京都・乙訓医療圏
134	京都府	武田病院	300	平成18年12月27日	京都・乙訓医療圏
135	京都府	京都府立与謝の海病院	295	平成18年12月27日	丹後医療圏
136	京都府	独立行政法人国立病院機構京都医療センター	600	平成20年8月19日	京都・乙訓医療圏
137	京都府	済生会京都府病院	350	平成20年8月19日	京都・乙訓医療圏
138	京都府	独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター	550	平成20年8月19日	中丹医療圏
139	京都府	京都市立病院	548	平成21年9月1日	京都・乙訓医療圏
140	大阪府	医)橋会東住吉森本病院	329	平成15年2月28日	大阪市医療圏
141	大阪府	社医)ペガサス馬場記念病院	392	平成15年2月28日	堺市医療圏

142	大阪府	ペルランド総合病院	522	平成20年11月21日	堺市医療圏
143	大阪府	社医)愛仁会高槻病院	477	平成17年12月28日	三島医療圏
144	大阪府	宗)在日本南ブレスビテリアンミッション淀川キリスト教病院	487	平成17年12月28日	大阪市医療圏
145	大阪府	医療法人若弘会若草第一病院	230	平成18年12月28日	中河内医療圏
146	大阪府	厚生年金事業振興団大阪厚生年金病院	565	平成19年12月28日	大阪市医療圏
147	大阪府	府中病院	380	平成19年12月28日	泉州医療圏
148	大阪府	社団法人全国社会保険協会連合会豊ヶ丘厚生年金病院	580	平成19年12月28日	北河内医療圏
149	大阪府	医療法人仙養会 北摂総合病院	217	平成20年11月21日	三島医療圏
150	大阪府	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立急性期・総合医療センター	768	平成20年11月21日	大阪市医療圏
151	大阪府	独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	698	平成20年11月21日	大阪市医療圏
152	大阪府	独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター	520	平成20年11月21日	南河内医療圏
153	兵庫県	兵庫県立淡路病院	452	平成13年10月22日	淡路医療圏
154	兵庫県	神戸赤十字病院	310	平成19年3月27日	神戸医療圏
155	兵庫県	社団法人明石医師会立明石医療センター	247	平成21年3月18日	東播磨医療圏
156	和歌山県	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院	303	平成16年5月24日	和歌山医療圏
157	和歌山県	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	375	平成18年6月12日	御坊医療圏
158	和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター	865	平成18年12月13日	和歌山医療圏
159	和歌山県	独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター	316	平成19年6月7日	田辺医療圏
160	鳥取県	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	383	平成20年7月15日	西部医療圏
161	鳥取県	鳥取赤十字病院	438	平成20年7月15日	東部医療圏
162	鳥取県	鳥取県立中央病院	431	平成21年7月28日	東部医療圏
163	島根県	益田地域医療センター医師会病院	343	平成10年10月30日	益田医療圏
164	島根県	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	354	平成17年12月22日	浜田医療圏
165	島根県	松江赤十字病院	730	平成19年2月6日	松江医療圏
166	島根県	益田赤十字病院	327	平成19年8月7日	益田医療圏
167	岡山県	岡山中央病院	162	平成13年3月30日	県南東部医療圏
168	岡山県	赤磐医師会病院	196	平成16年7月1日	県南東部医療圏
169	岡山県	独立行政法人国立病院機構岡山医療センター	580	平成19年10月2日	県南東部医療圏
170	岡山県	独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院	418	平成19年10月2日	県南東部医療圏
171	岡山県	心臓病センター榊原病院	243	平成19年10月2日	県南東部医療圏
172	岡山県	倉敷中央病院	1135	平成20年6月5日	県南西部医療圏
173	広島県	呉市医師会病院	207	平成11年11月17日	呉医療圏
174	広島県	三原市医師会病院	200	平成11年11月17日	尾三医療圏
175	広島県	厚生連広島総合病院	570	平成16年8月12日	広島西医療圏
176	広島県	独立行政法人国立病院機構福山医療センター	410	平成18年8月31日	福山・府中医療圏
177	広島県	広島赤十字・原爆病院	666	平成19年8月27日	広島医療圏
178	広島県	県立広島病院	750	平成19年8月27日	広島医療圏
179	広島県	独立行政法人国立病院機構呉医療センター	700	平成19年8月27日	呉医療圏
180	広島県	尾道市立市民病院	330	平成20年1月30日	尾三医療圏
181	広島県	厚生連尾道総合病院	442	平成20年2月20日	尾三医療圏
182	広島県	広島市立広島市民病院	743	平成20年9月11日	広島医療圏
183	広島県	広島市立安佐市民病院	527	平成20年9月11日	広島医療圏
184	広島県	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院	410	平成20年9月11日	呉医療圏
185	広島県	国会公務員共済組合連合会 広島記念病院	250	平成21年2月13日	広島医療圏
186	広島県	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院	440	平成21年8月12日	呉医療圏
187	広島県	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	481	平成21年8月12日	広島中央医療圏
188	広島県	福山市民病院	400	平成21年8月12日	福山・府中医療圏

189	山口県	岩国市医療センター医師会病院	201	平成10年12月21日	岩国医療圏
190	山口県	徳山医師会病院	391	平成13年12月3日	周南医療圏
191	山口県	独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	580	平成20年4月30日	岩国医療圏
192	山口県	独立行政法人労働者健康福祉機構 山口労災病院	313	平成21年4月30日	宇部・小野田医療圏
193	徳島県	徳島赤十字病院	405	平成13年10月1日	南部 I 医療圏
194	徳島県	阿南医師会中央病院	240	平成13年10月1日	南部 I 医療圏
195	徳島県	徳島県立中央病院	500	平成18年3月6日	東部 I 医療圏
196	徳島県	徳島市民病院	339	平成20年11月27日	東部 I 医療圏
197	香川県	医療法人財団大樹会総合病院回生病院	402	平成18年7月25日	中讃保健医療圏
198	香川県	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院	394	平成19年7月24日	中讃保健医療圏
199	香川県	高松赤十字病院	589	平成19年11月22日	高松保健医療圏
200	愛媛県	喜多医師会病院	215	平成11年8月11日	八幡浜・大洲医療圏
201	愛媛県	松山赤十字病院	745	平成17年5月23日	松山医療圏
202	高知県	医療法人近森会 近森病院	338	平成15年2月25日	中央医療圏
203	高知県	高知赤十字病院	482	平成17年8月16日	中央医療圏
204	高知県	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	632	平成19年4月25日	中央医療圏
205	福岡県	宗像医師会病院	164	平成12年3月31日	宗像医療圏
206	福岡県	朝倉医師会病院	300	平成12年3月31日	朝倉医療圏
207	福岡県	糸島医師会病院	150	平成15年3月13日	福岡・糸島医療圏
208	福岡県	独立行政法人国立病院機構九州医療センター	700	平成16年2月27日	福岡・糸島医療圏
209	福岡県	社会保険小倉記念病院	658	平成17年4月1日	北九州療内医療圏
210	福岡県	新日鐵八幡記念病院	453	平成17年4月1日	北九州療内医療圏
211	福岡県	戸畑共立病院	199	平成17年4月1日	北九州療内医療圏
212	福岡県	飯塚病院	1116	平成17年4月1日	飯塚療内医療圏
213	福岡県	公立学校共済組合九州中央病院	330	平成18年4月1日	福岡・糸島医療圏
214	福岡県	福岡市立こども病院・感染症センター	214	平成19年9月1日	福岡・糸島医療圏
215	福岡県	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	591	平成19年4月19日	粕屋医療圏
216	福岡県	福岡大学筑紫病院	345	平成19年4月19日	筑紫医療圏
217	福岡県	九州厚生年金病院	575	平成19年4月19日	北九州医療圏
218	福岡県	独立行政法人国立病院機構小倉病院	400	平成20年4月1日	北九州医療圏
219	福岡県	医療法人徳洲会福岡徳洲会病院	600	平成20年4月1日	筑紫医療圏
220	福岡県	聖マリア病院	1354	平成20年4月1日	久留米医療圏
221	福岡県	国家公務員共済組合連合会浜の町病院	520	平成21年4月1日	福岡・糸島医療圏
222	福岡県	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院	535	平成21年4月1日	北九州医療圏
223	福岡県	財団法人健和会健和会大手町病院	638	平成21年4月1日	北九州医療圏
224	佐賀県	佐賀県立病院好生館	541	平成16年11月1日	中部医療圏
225	佐賀県	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター	424	平成18年10月31日	南部保健医療圏
226	佐賀県	唐津赤十字病院	337	平成19年7月31日	北部保健医療圏
227	長崎県	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	650	平成15年3月25日	県央医療圏
228	長崎県	長崎県島原病院	330	平成16年4月22日	県南医療圏
229	長崎県	独立行政法人国立病院機構長崎川棚医療センター	254	平成16年6月28日	県央医療圏
230	長崎県	長崎市立市民病院	414	平成17年10月1日	長崎医療圏
231	長崎県	医療法人白十字会佐世保中央病院	312	平成20年2月22日	佐世保医療圏
232	長崎県	健康保険諫早総合病院	333	平成20年10月22日	県央医療圏
233	熊本県	天草地域医療センター	210	平成11年3月29日	天草医療圏
234	熊本県	熊本地域医療センター	227	平成12年7月28日	熊本医療圏
235	熊本県	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	550	平成14年3月28日	熊本医療圏

236	熊本県	健康保険人吉総合病院	274	平成17年10月12日	球磨医療圏
237	熊本県	社会福祉法人恩賜財団済生会熊本病院	400	平成18年12月27日	熊本医療圏
238	熊本県	熊本労災病院	410	平成20年1月21日	八代医療圏
239	熊本県	荒尾市民病院	274	平成21年7月28日	有明医療圏
240	大分県	大分市医師会立アルメイダ病院	385	平成10年12月25日	中部医療圏
241	大分県	臼杵市医師会立コスモス病院	202	平成12年7月1日	中部医療圏
242	大分県	医療法人敬和会大分岡病院	231	平成18年10月5日	中部医療圏
243	大分県	独立行政法人国立病院機構別府医療センター	550	平成18年10月5日	東部医療圏
244	大分県	大分県立病院	582	平成21年4月30日	中部医療圏
245	宮崎県	宮崎市医師会病院	248	平成10年12月1日	宮崎東諸県医療圏
246	宮崎県	都城市医師会病院	166	平成13年1月10日	都城北諸県医療圏
247	宮崎県	県立延岡病院	460	平成18年11月28日	北部医療圏
248	宮崎県	宮崎社会保険病院	269	平成18年11月28日	宮崎東諸県医療圏
249	宮崎県	独立行政法人国立病院機構都城病院	307	平成21年3月27日	都城北諸県医療圏
250	鹿児島県	鹿児島市医師会病院	255	平成10年10月27日	鹿児島医療圏
251	鹿児島県	川内市医師会立市民病院	220	平成11年1月31日	川薩医療圏
252	鹿児島県	出水郡医師会立阿久根市民病院	261	平成17年8月25日	出水医療圏
253	鹿児島県	霧島市医師会医療センター	254	平成18年2月28日	姶良医療圏
254	鹿児島県	肝属郡医師会立病院	213	平成17年8月25日	肝属医療圏
255	鹿児島県	曾於郡医師会立病院	203	平成19年8月25日	曾於医療圏
256	鹿児島県	南風病院	338	平成17年8月25日	鹿児島医療圏
257	鹿児島県	独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター	370	平成18年2月28日	鹿児島医療圏
258	鹿児島県	県民健康プラザ鹿屋医療センター	186	平成18年9月12日	肝属医療圏
259	鹿児島県	県立大島病院	400	平成19年8月31日	大島医療圏
260	鹿児島県	独立行政法人国立病院機構指宿病院	271	平成20年3月25日	南薩医療圏
261	鹿児島県	県立薩南病院	175	平成21年3月31日	南薩医療圏
262	沖縄県	医療法人仁愛会浦添総合病院	302	平成13年6月26日	南部保健医療圏
263	沖縄県	医療法人敬愛会中頭病院	326	平成16年11月18日	中部保健医療圏
264	沖縄県	沖縄県立中部病院	550	平成17年2月14日	中部保健医療圏
265	沖縄県	(社)北部地区医師会病院	236	平成17年8月30日	北部保健医療圏
266	沖縄県	医療法人友愛会豊見城中央病院	356	平成18年9月4日	南部保健医療圏
267	沖縄県	医療法人かりゆし会ハートライフ病院	300	平成19年10月5日	中部保健医療圏